

○神栖市専用水道の届出等に関する規則

平成26年3月4日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、専用水道の届出等に関し、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道の確認申請等)

第2条 法第32条第1項の規定による確認の申請は、専用水道布設工事設計確認申請書（様式第1号）に、施設の概要等の工事設計書（自己水源を有する場合は様式第2号、浄水受水の場合は様式第3号）を添付し、行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請内容が、法第5条の施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事設計確認通知書（様式第4号）により、適合しないとき、又は申請書の添付書類によって適合するかしないかを判断できないときは専用水道布設工事設計不適合等通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請内容が、法第5条の施設基準に適合することを確認したときは、専用水道台帳（以下「台帳」という。）（様式第6号）を作成するとともに専用水道台帳総括表（以下「総括表」という。）（様式第7号）に必要事項を記載するものとする。

(給水開始前の届出)

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、給水開始前届出書（様式第8号）に、水道施設検査結果書（様式第9号）等を添付して行うものとする。

(水道技術管理者の設置等の届出)

第4条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したとき、又は変更したときは水道技術管理者（設置・変更）届出書（様式第10号）により市長に届け出なければならない。

(業務委託等の届出)

第5条 法第34条第1項において準用する第24条の3第2項の規定に基づき、専用水道の設置者が業務を委託したときは、業務委託届出書（様式第11号）により市長に届け出なければならない。

又、業務委託に係る契約の効力を失ったときは、専用水道の設置者は業務委託契約

失効届出書（様式第12号）により市長に届け出なければならない。

（記載事項の変更の届出）

第6条 専用水道の設置者は、法第32条の規定により専用水道の確認を受けた後、確認申請書の記載事項に変更を生じたときは、法第33条第3項の規定に基づき、30日以内に専用水道変更届出書（様式第13号）により市長に届け出なければならない。

なお、施設等の変更に係る場合は第3条の給水開始前届出書に必要書類を添付し市長に届け出なければならない。

（専用水道の廃止の届出）

第7条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、30日以内に専用水道廃止届出書（様式第14号）により市長に届け出なければならない。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

専用水道布設工事設計確認申請書

年 月 日

神栖市長 様

設置者 住所

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人又は組合にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、専用水道の布設工事をしたいので、水道法第32条第1項の規定に基づき関係書類を添えて確認の申請をします。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 施設の所在地
- 3 水道事務所の所在地

※添付書類（水道法施行規則第53条）

- 1 居住に必要な水の供給を受ける者の数を記載した書類
- 2 居住に必要な水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- 3 水道施設の位置を明らかにする地図
- 4 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- 5 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 6 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

様式第2号（第2条関係）

工 事 設 計 書

- 1 水道施設の概要
- 2 給水人口（戸数）
- 3 1日最大給水量及び1日平均給水量
- 4 水源
 - (1) 種別
 - (2) 取水地点
 - (3) 水量の概算
 - (4) 水質試験の結果
別紙水質検査成績書（写し）のとおり

5 水道施設の位置

6 水道施設の規模及び構造

(1) 取水施設

ア 取水井

深（浅）井戸	井	深度	メートル
ケーシング口径	ミリメートル		

イ 取水ポンプ

水中モーターポンプ	基		
口径	ミリメートル	揚程	メートル
能力	立方メートル／分	出力	キロワット

(2) 浄水施設

ア 沈でん池

構造

方式 普通, 薬品 ()

容量 立方メートル

(縦 メートル× 横 メートル× 深さ メートル)

池数 池

イ ろ過池

方式 急速, 緩速, その他 ()

池数 池

ろ過速度 メートル/分

ウ 浄水池

構造

総容量 立方メートル

有効容量 立方メートル

(縦 メートル× 横 メートル× 深さ メートル)

エ 消毒設備

型式

性能 (吐出能力)

台数 台

(3) 送水施設

ア 送水ポンプ

口径 ミリメートル 揚程 メートル

能力 立方メートル/分 出力 キロワット

台数 台 (内予備 台)

イ 送水管

管種 口径 (ミリメートル) 管長 (メートル)

(4) 配水施設

ア 配水池

構造

容量

立方メートル
(縦メートル×横メートル×深さメートル)

イ 配水ポンプ

口径

ミリメートル

揚程

メートル

能力

立方メートル/分

出力

キロワット

台数

台 (内予備台)

ウ 高置水槽

構造

形状

有効容量

立方メートル
(縦メートル×横メートル×深さメートル)

エ 給水管

管種

口径

(ミリメートル)

管長

(メートル)

(5) その他詳細は別添図面のとおり

7 浄水方法

8 工事着手及び完了の予定年月日

工事着手予定日 年 月 日

工事完了予定日 年 月 日

9 その他の事項

(1) 主要な水利計算書

(2) 主要な構造計算書

(3) 主要な水道施設の施工方法の概要

様式第3号（第2条関係）

工 事 設 計 書

- 1 水道施設の概要
- 2 給水人口（戸数）
- 3 1日最大給水量及び1日平均給水量
- 4 水源
 - (1) 供給を受ける水道の名称
 - (2) 受水地点
 - (3) 水質試験の結果
別紙水質検査成績書（写し）のとおり
 - (4) 受水契約書等
- 5 水道施設の位置
- 6 水道施設の規模及び構造
 - (1) 受水槽
 - ア 総容量 立方メートル
 - イ 有効容量 立方メートル
(縦 メートル× 横 メートル× 深さ メートル)
 - ウ 材質
 - エ 壁厚
 - 上床 センチメートル
 - 側壁 センチメートル
 - 下床 センチメートル

(2) 揚水ポンプ

ア	揚程	メートル
イ	揚水量	立方メートル/分
ウ	口径	ミリメートル
エ	出力	キロワット
オ	台数	台 (内予備 台)

(3) 揚水管

管種	口径	(ミリメートル)	管長	(メートル)
----	----	----------	----	--------

(4) 消毒設備

ア	型式	
イ	性能 (吐出能力)	
ウ	台数	台

(5) 高置水槽

ア	総容量	立方メートル				
イ	有効容量	立方メートル				
	(縦	メートル×	横	メートル×	深さ	メートル)
ウ	材質及び形状					
エ	壁厚					
	上床	センチメートル				
	側壁	センチメートル				
	下床	センチメートル				

(6) 給水管

管種	口径	(ミリメートル)	管長	(メートル)
----	----	----------	----	--------

(7) その他詳細は別添図面のとおり

7 浄水方法

8 工事着手及び完了の予定年月日

工事着手予定日 年 月 日

工事完了予定日 年 月 日

9 その他の事項

(1) 主要な水利計算書

(2) 主要な構造計算書

(3) 主要な水道施設の施工方法の概要

様式第4号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

神栖市長

印

専用水道布設工事設計確認通知書

水道法（昭和32年法律第177号）第32条の規定により、 年 月 日
付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計は、水道法第5条の規定に基づく施設基
準に適合するものであることを確認したので、同法第33条第5項の規定により通知し
ます。

記

施設の名称	
施設の所在地	

第 年 月 日
号

様

神栖市長

印

専用水道布設工事設計不適合等通知書

水道法（昭和32年法律第177号）第32条の規定により、 年 月 日
付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計は、水道法第5条の規定に基づく施設基
準に適合しない（適合するかしないかを判断することができない）ので、同法第33条
第5項の規定により通知します。

記

施設の名称	
施設の所在地	
適合しない点又は適 合するかしないかを 判断することができ ない理由	

教示

- この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神栖市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、神栖市を被告として（訴訟において神栖市を代表とする者は神栖市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

整理番号		水道別番号			施設番号		
専用水道台帳							
事業主体名				施設所在地			
事業名				管理者名			
給水区画名				技術管理者名			
沿革	名称	認可・確認年月日	起工・竣工年月日	事業費	目標年次	計画1人1日 最大給水量	計画1日最 大給水量
取水施設	表流水	水系名, 河川名					
	湖水	水利権水量 (m ³ /日)					
	地下水	本数(本) : 深さ(m) : 径(m/m)					
	伏流水	計画取水量 (m ³ /日)					
	分水	取水場所					
浄水施設	沈でん	方式					
		計画処理量 (m ³ /日)					
	ろ過	方式					
		計画ろ過量 (m ³ /日)					
	その他	方式					
		計画ろ過量 (m ³ /日)					
	消毒設備	消毒薬					
		台数(台) : 全容量 (kg/時)					
配水施設	配水	配水池数 : 有効容量 (m ³)					
		受水槽数 : 有効容量 (m ³ /日)					
	配水方法						
	高架タンク数 : 容量						
	圧力タンク数 : 容量						
ポンプ施設	取水ポンプ	台数 : 吐出管口径					
		計画揚水量 (m ³ /日)					
	配水ポンプ	台数 : 吐出管口径					
		計画配水量 (m ³ /日)					
料金							
連絡先							
備考							

※原水水質検査成績書を添付すること。

様式第8号（第3条関係）

給 水 開 始 前 届 出 書

年 月 日

神栖市長 様

設置者 住所

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人又は組合にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記により給水を開始したいので、水道法第13条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 水道事業者名（施設名）
- 2 施設所在地
- 3 許可（確認）年月日 年 月 日 第 号
及び許可（確認）番号
- 4 給水開始の予定年月日
- 5 水質検査の結果
- 6 施設検査の結果

様式第9号（第3条関係）

水道施設検査結果書

事業名	水道事業（創設・第 次拡張）		
工事区分	新設 増設工事 改造		
工期	着工 年 月 日 ～ 竣工 年 月 日		
検査期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
検査事項	検査内容		特記事項 (検査条件等)
	項目	検査結果	
施設能力等	取水，浄水，配水施設等の性能，能力，流量，圧力，耐力等		
漏水	コンクリート構造物，送配水管等について漏水の有無		
汚染	取水場，浄水場，配水池及びポンプます等における汚染の有無		
圧力	最大静水圧	kg / cm^3	
	最小動水圧	kg / cm^3	
その他			

様式第10号（第4条関係）

水道技術管理者（設置・変更）届出書

年 月 日

神栖市長 様

設置者 住所

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人又は組合にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記により水道技術管理者を設置（変更）したので、水道法第19条の規定に基づき届け出ます。

施設名		
事業主体名		
所在地		
水道技術管理者	氏名	
	資格要件	
	設置年月日	
	専任兼任の別	
	現住所	
特記事項		

様式第11号（第5条関係）

業 務 委 託 届 出 書

年 月 日

神栖市長 様

設置者 住所

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人又は組合にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり水道の管理に関する技術上の業務を委託したので、水道法第24条の3第2項の規定に基づき届け出ます。

施 設 名	
施設所在地	
水道管理業務受託者の住所・氏名	（法人又は組合にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
受託水道業務技術管理者氏名	
受託した業務の範囲	
契 約 期 間	
特 記 事 項	

添付書類

- 1 委託契約書の写し
- 2 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類（任意様式）

様式第12号（第5条関係）

業務委託契約失効届出書

年 月 日

神栖市長 様

設置者 住所

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人又は組合にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり水道の管理に関する技術上の業務委託に係る契約が効力を失ったので、水道法第24条の3第2項の規定に基づき届け出ます。

施設名	
施設所在地	
水道管理業務受託者の住所・氏名	（法人又は組合にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
受託水道業務技術管理者氏名	
受託した業務の範囲	
契約期間	
当該契約が効力を失った理由	

様式第13号（第6条関係）

専用水道変更届出書

年 月 日

神栖市長 様

設置者 住所

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人又は組合にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり変更したので、水道法第33条第3項の規定に基づき届け出ます。

記

1 施設名

2 施設所在地

3 確認年月日 年 月 日 第 号
及び確認番号

4 変更年月日 年 月 日

5 変更事項

様式第14号（第7条関係）

専用水道廃止届出書

年 月 日

神栖市長 様

設置者 住所

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人又は組合にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、専用水道を廃止したので届け出ます。

記

1 施設名

2 施設所在地

3 確認年月日 年 月 日 第 号
及び確認番号

4 廃止年月日 年 月 日

5 廃止の理由